当別町民向け　火災予防資料
（令和７年版）

全国統一防火標語

「急ぐ日も　足止め火を止め　準備よし」

火事・救急・救助は１１９番

石狩北部地区消防事務組合　当別消防署

予防課　予防係

１．令和７年中の火災等発生状況（当別町）

（１）月別発生状況

令和７年の火災件数は７件で前年と同件数の状況になっております。また、住宅火災による死者が１名発生しており、３年連続火災による死者が発生しています。

月　　別		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	増　減
火災件数						1	3			1	1		1	7	±0
内訳	建　物					1	2			1	1			5	±0
	林　野														±0
	車　両						1						1	2	±0
	その他														±0

（２）種別状況

No	覚知月日	覚知時刻	種別	用途	焼損棟数	死傷者	出　火　原　因
1	5月5日	3時54分	建　物	住　　宅	2	死者1名	放火の疑い
2	6月3日	16時58分	建　物	車　　庫	2		電灯・電話等の配線
3	6月28日	13時39分	建　物	住　　宅	1	負傷者1名	たばこ
4	6月 29日	10時46分	車　両	乗用自動車			内燃機関
5	9月 18日	7時19分	建　物	住　　宅	1		こんろ
6	10月19日	8時39分	建　物	物　　置	2	負傷者1名	調　査　中
7	12月24日	13時57分	車　両	特 殊 車			調　査　中

（３）非火災発生状況

No	覚知月日	覚知時刻	内　　　　容
1	9月13日	14時30分	占有者から「知らない人が来て、敷地内でゴミを燃やしていなくなった。」との情報により調査するも占有者により初期消火済みであった。何者かが屋外に置いてあるペール缶内でゴミ等を焼却した形跡があったもの。
2	11月28日	14時31分	所有者から「薪ストーブから出火し、煙突から黒煙が出ている。」との情報により、火災出動するも煙突内部に煤の堆積よって発生する異常燃焼（煙道火災）と判明。煙道内以外に損害がないため非火災としたもの。
3	12月18日	13時35分	所有者から「物置小屋に足跡があり、小屋内の一斗缶で何かを燃やそうとした跡がある。」との情報により調査するも、既に有炎現象はなく、何者かが屋外に置いてあるペール缶内でゴミ等を焼却した形跡があったもの。

注）非火災とは・・・消防機関として火災出動をしたものの火災現象が無いもの。

２．過去５年間の住宅火災の状況（当別町）

（１）住宅火災件数

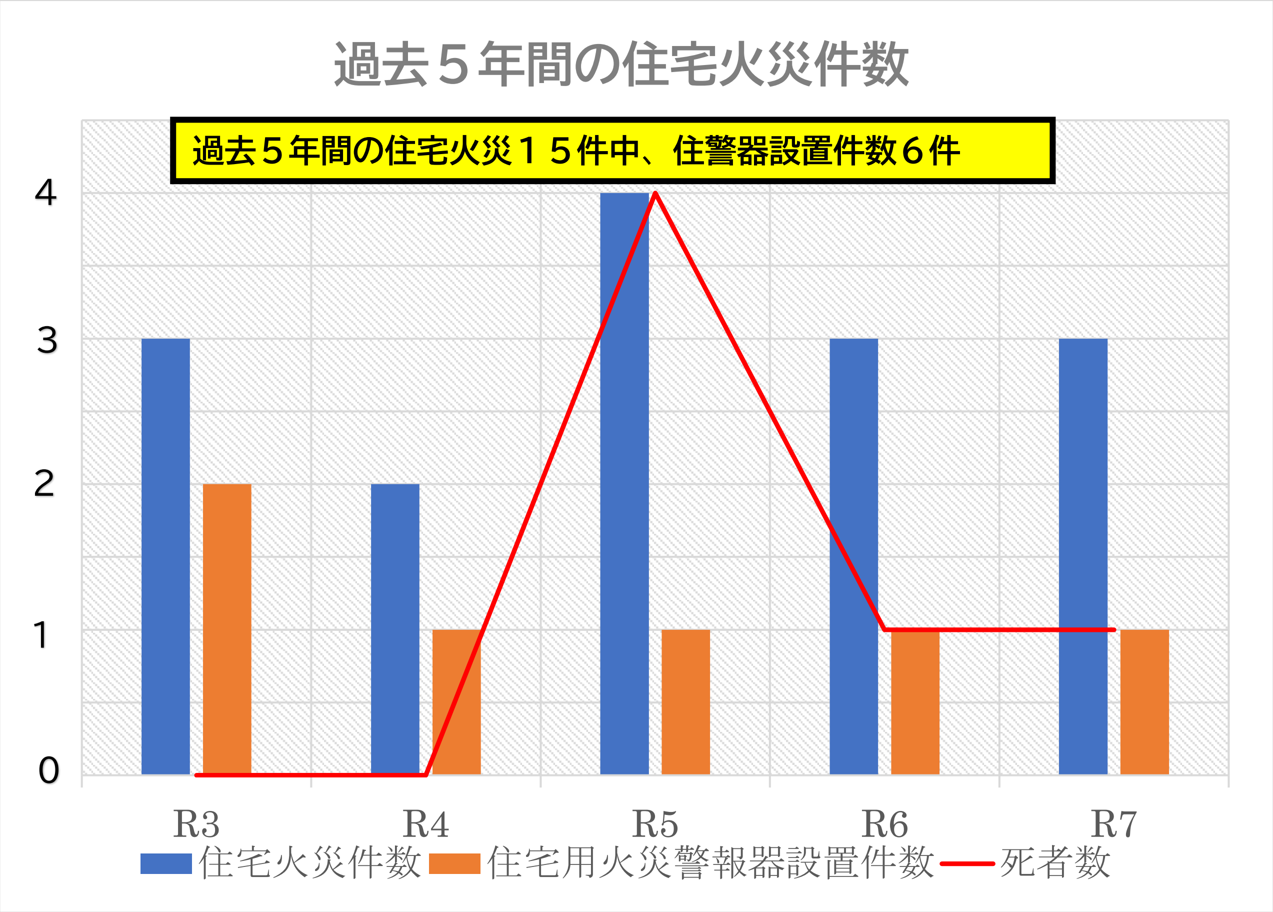

（２）住宅火災による死傷者発生状況

年	死　者	負傷者	備　　　考
令和３年			車両火災による負傷者１名発生
令和４年		3	
令和５年	4		
令和６年	1		
令和７年	1	2	

３．住宅火災から命や財産を守るには！

〇住宅火災の主な出火原因から、以下の項目を注意しましょう。又、火災を拡大させないために、お部屋の物品等の整理整頓を行いましょう。

●家庭にひそむ火災原因

□にチェック☑を入れて、家族で話し合ってみましょう。

ストーブを check

□ストーブをカーテンや家具などに近づけない。
□洗濯物をストーブの上で干したり、近くで乾かさない。
□スプレー缶など、高温になると危険なものを近くに置かない。
□石油ストーブに灯油を近づけない。

たばこを check

□寝たばこ、くわえたばこは絶対にしない。
□燃えやすい物のそばで、たばこを吸わない。
□灰皿に吸殻をためない。
□灰皿に水を入れておく。

台所コンロを check

□コンロのそばを離れるときは、必ず火を消す。
□天ぷら油が熱くなり過ぎないよう注意する。
□コンロの上に布巾などを干さない。
□グリルの中にたまった油はその都度掃除する。

コンセントを check

□たこ足配線は絶対にしない。
□隠れているコンセントやプラグもホコリが溜まらないよう掃除する。
□電気コードは束ねたまま使わない。
□電気コードをソファや机の脚で踏みつけない。

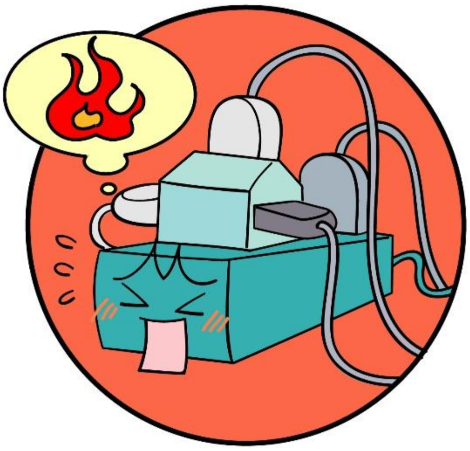

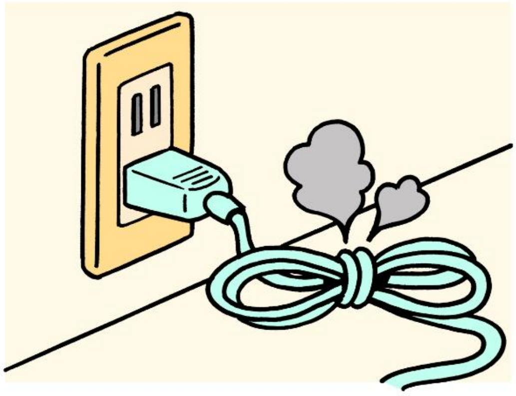

放火を check

□ごみは収集日の決められた時間帯に出す。
□建物の周りにダンボールや新聞紙などを置きっぱなしにしない。
□車やバイクのカバーは燃えにくい防炎品にする。
□車庫や物置にカギをかける。
□収れん火災を防ぐため、水の入ったペットボトルを置かない。

４．住宅用火災警報器を設置しましょう！

○住宅用火災警報器の重要性

　近年、住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）の発生状況を**経過別**にみると、**逃げ遅れが最も多く全体の約４割を占めています。（就寝時間帯が昼間に比べて危険性が高い。）**
　また、全国の令和６年中の住宅火災による死者（放火自殺者等は除く。）は、１０３０人となっており、このうち６５歳以上の方は７７９人（７５．６％）で、７割を超えているのが現状で火災による死者を減少させるため、平成２０年６月１日全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化となりました。消防庁において、住宅火災における被害状況を分析したところ、設置している場合は、死者の発生や損害額は概ね半減、焼損面積は約６割減少したと発表されています。

住宅火災による死者数の構成

（放火自殺者を除く）

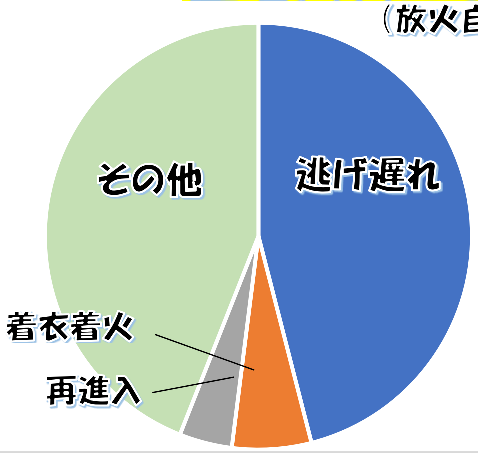

死者の大半は「逃げ遅れ」が原因

※住宅火災による死者の約半数は
逃げ遅れが原因です。
また、死者の約７割が６５歳以上の
高齢者です。

住宅用火災警報器の効果

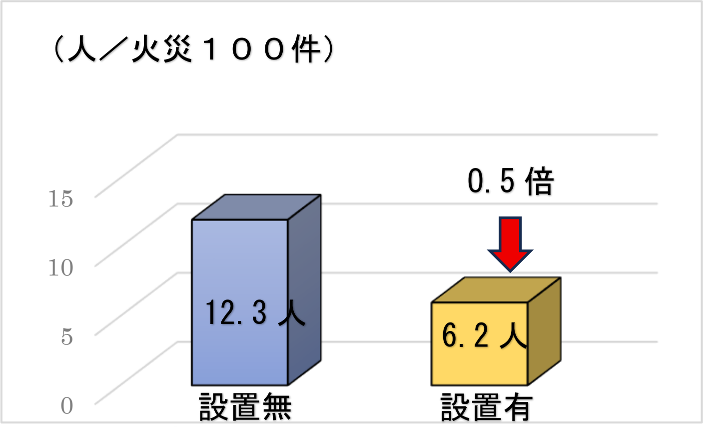

＜住宅火災１００件当たりの死者数＞

※住宅用火災警報器の効果については、死者数で見ると住宅火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者の発生数は概ね半減しています。

住宅用火災警報器の設置場所（当別町の場合）

当別町では、以下の場所に設置が必要になります。

① 寝室、子供部屋（普段、就寝している部屋）

② 階段部

＜例＞ 寝室が２階にある場合は、階段の踊り場の天井又は壁。
寝室が１階のみの場合は、階段の設置は不要です。

③ 台所

住宅用火災警報器の設置率（条例適合率）（令和７年６月１日時点）

全国～６５.８％ 北海道～６８.５％ 当別町～６６.７％

○住宅用火災警報器の維持管理

設置から長い年数が経過した住宅用火災警報器は、故障や電池切れにより、作動しない可能性があります。正常に作動するか？定期的に点検を行ってください。

メーカーにより、点検方法が異なる場合がありますが、一般的には、本体にボタン（ひも）等がついており、押す（引く）と音声が流れると正常に作動しています。

住警器の点検ポイント
定期的に点検を実施しましょう

故障？
電池切れ？

ボタンを押して点検　**ひもを引いて点検**

※音が鳴らなかったら・・・
本体が劣化している可能性があるため、交換が必要です。

住宅用火災警報器の交換時期

住宅用火災警報器本体の耐用年数は概ね１０年が目安です。

設置年月日を記入するシールがあるものや、交換時期を音で知らせるものがあります。

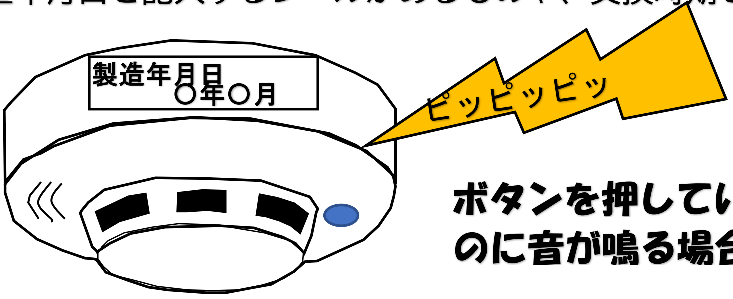

ボタンを押していないのに音が鳴る場合。

○連動型住宅用火災警報器を知っていますか？

連動型住宅用火災警報器とは、１箇所の警報器が火災を感知したりなどして警報音や音声を発した場合、他の部屋に設置した警報器も連動して警報音や音声を発する住宅用火災警報器です。火災が発生した部屋以外に居る人も火災の発生を早く知ることが出来るため、その後の通報や初期消火、避難などをより安全に行うことができます。交換の機会を利用して、より高い安全・安心のために、「連動型住宅用火災警報器」の設置を検討されてみてはいかがでしょうか

5．消火器を設置しましょう！

　火を発見して消火するには、消火器は大変有効になりますので、御自宅に消火器を設置しましょう。但し、消火器の使用時間はとても短いので、下図の使い方を確認しましょう。また、消火器には使用期限があります。いざ、火災の時に、古い消火器を使用して正常に作動しない場合や、消火器の缶自体が破裂し、大事故につながる可能性もありますので、古い消火器を設置している場合は交換しましょう。

○消火器の使い方

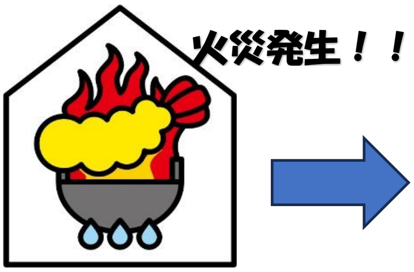

火災発生！！

消火器を炎の場所まで待っていく、
必ず退路を確認し、炎の高さの3～4倍の
距離をとること。

安全ピンを抜く

ホースを外して
ノズルを炎に向ける

レバーを握り噴射する

注）噴射時間は 11～14 秒
程度なので落ち着いて確実に

○消火器の使用期限

　消火器にも寿命があります。住宅用消火器は使用期間または使用期限が本体に表示されており、薬剤の詰め替えができない構造です。期限が過ぎた消火器は正常に使えないこともあり危険です。そのまま放置せず、新しい消火器と交換してください。

【表示の一例】

使用期限を確認して下さい。

６．悪質な消火器の訪問販売や点検にご注意を！

消防関係者や出入り業者を装って、不当な価格で消火器の販売訪問や点検（薬剤詰め替え）を行ったりする業者がいます。

そこで、次のことに留意して、被害にあわないようにしましょう。

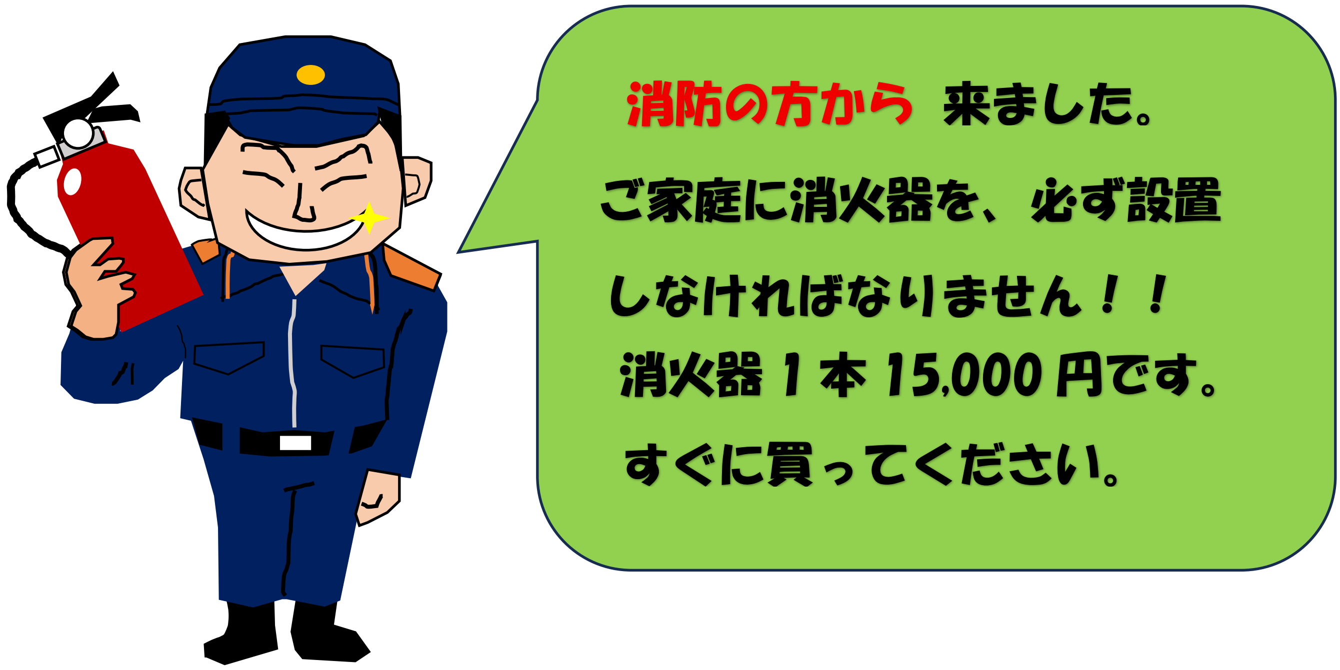

① 身分証明書の提示を求めましょう！

② あやしいと思ったら、勇気をもってキッパリ断りましょう！

③ 契約書をよく読み、むやみにサインをするのはやめましょう！

④ 相手が脅迫行為にでた場合は、速やかに警察へ通報しましょう！

⑤ 不審な点があれば地元の消防署に確認しましょう！

７．行政推進委員の皆様へのお願い

（１）のぼりの掲揚について

各町内会において、のぼり（防火の日）の掲揚を常時お願い致します。（冬季間は除く。）

この掲揚は、昭和４６年１０月より、毎月１５日を防火の日と定め、「月に一度は火の元の点検をしましょう」ということから始められているものです。のぼりや竿に著しい劣化等がありましたらご連絡願います。

（２）防火講習等について

町内会等での防火講習や避難訓練等の実施についてご検討願います。防火講習については、火災予防についての講話や下記写真のような火災再現実験等も実施しております。又、署員で作成した消火・避難訓練用のＤＶＤ動画も貸出致しますので、お気軽に消防署へご連絡願います。ご要望に応じて調整させて頂きます。

（防炎製品の燃焼実験）

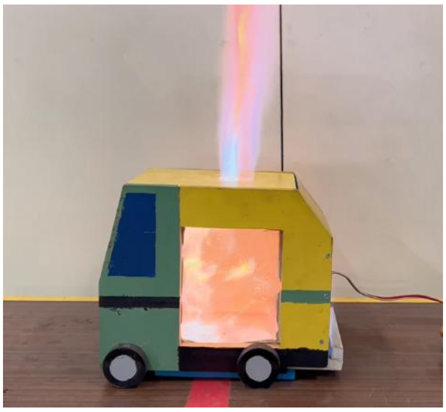

（LPG ボンベの危険性の再現実験）

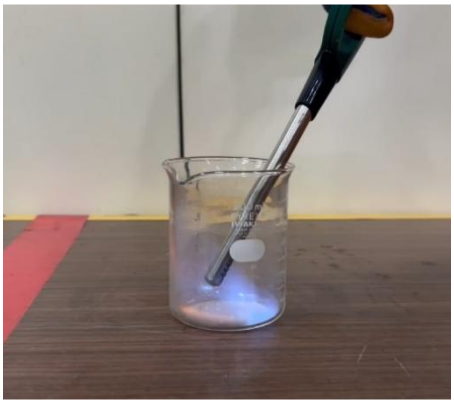

（危険物の燃焼）

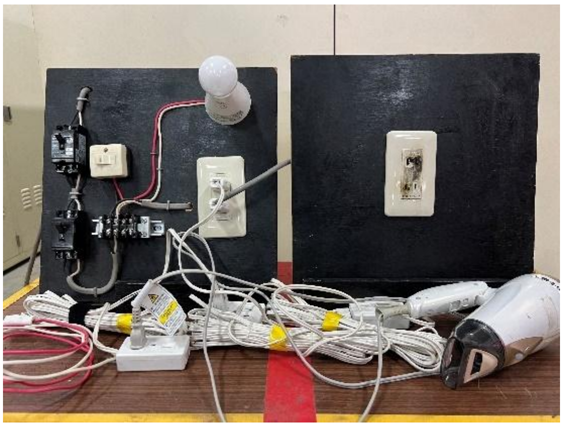

（電気火災の再現実験）

（消火・避難訓練ＤＶＤ動画）

（３）火災予防について

火災予防上危険と思われる場所等がありましたら情報提供をお願いします。

【連絡先】
当別消防署　予防課予防係
電話：0133-23-2537　　FAX：0133-22-1156